

- 1 日時 : 令和4年8月9日(火)14時から16時30分まで
- 2 場所 : 高知共済会館 3階 大ホール「桜」
- 3 出席者:(委員)山岡会長、福島副会長、依田委員、渡部委員
(事務局(法務文書課))小谷補佐、片岡チーフ、川崎主事
(公文書館)戸田館長、武田次長、北川主任、宮本主幹、
楠瀬主事、宮本専門員、宮脇専門員、本澤専門員、
織田専門員、上出会計年度任用職員

4 議事概要

- ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、一次選別と二次選別の結果が違うものや選別会議で議論となったものを中心に説明した。
- ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった公文書ファイル(知事部局、公営企業局、教育委員会、行政委員会及び警察本部)のうち一部のファイルについて諮問を受けた選別結果から、歴史公文書等該当(移管が適当)と、異なる措置とすることが適当と認める旨の答申を行い、これら以外のファイルについては諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行うこととした。

5 諮問に関する主な意見

- ・ 「米の需要量・在庫量調査」については、高知県下の米の流通状況や産地化について調べた内容で、他に替わる文書がないため、移管した方がよい。
- ・ 「S41～S57 制度資金手引き」については、現在県に残っている制度資金に関する文書の中で一番古いファイルのため、移管した方がよい。
- ・ 「23 災害等廃棄物処理事業 交付要綱等(東日本大震災関係含む)」については、東日本大震災の関係は特に重要な政策事項であり、通常廃棄となるようなものでも移管した方がよい。
- ・ 桂浜周辺の枯松対応に関する文書については、今回は廃棄にするが、高知土木事務所で保管しているものを必ず移管すること。
- ・ 「H28 北方領土・領土教育関係」については、本格的に領土問題を教育の現場で取り扱い始める平成29年度以前の文書であり、前年の動きを知らしめる重要な文書として移管した方がよい。
- ・ 「収用委員会概要(起案)平成28年度」については、収用委員会の委員にのみ配っている資料であり、他に残っていないため、移管した方がよい。
- ・ 「文書廃棄簿」等、文書の廃棄簿は移管に該当するため、全部残すようにすること。
- ・ 「資料文書」等、ファイル名には意味を持たない用語はできる限り用いず、内容が特定できるように名付け方を工夫すべき。
- ・ 「マスコミ等取材対応記録」については、名称からは移管になるようなものでは

ないが、内容的には県庁内に他にはないミナミテナガエビの種苗量産成功に関する文書であり、移管した方がよい。

6 その他

- ・ 第3回高知県公文書管理委員会を令和5年2月2日（木）に開催することで各委員の日程を確認した。
- ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で各委員に確認していただくこととした。